



令和8年3月19日

## トラック事業者に対する行政処分(許可取消)について

下記のとおり、一般貨物自動車運送事業者に対し、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく許可の取消しを行いましたので、お知らせいたします。

行政処分内容の詳細につきましては、別添のとおりです。

### 記

事業者名:トスロジ株式会社

代表取締役:新庄 恭太

事業者住所:北海道札幌市東区北22条東7丁目2-24

【 問い合わせ先 】

北海道運輸局自動車運送事業安全監理室 酒井

TEL : 011-290-2744

●行政処分等について

1. 行政処分年月日

令和8年3月18日

2. 事業者の氏名又は名称及び所在地

トスロジ株式会社

北海道札幌市東区北22条東7丁目2-24

3. 命令の内容

一般貨物自動車運送事業の許可取消し

4. 監査の端緒及び違反行為の概要

「その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、監査を行うことが必要と認められる事業者」を端緒に令和7年9月24日、9月25日、10月30日に北海道運輸局が臨店監査を実施したところ、下記の違反行為が判明したものを。

5.違反事実及び違反条項

(1)自動車等の使用停止又は事業停止命令違反【許可取消】

(貨物自動車運送事業法第33条第1項第1号)

以下余白